

## 第 1 回

# 近畿圏大深度地下使用協議会

平成 13 年 5 月 18 日

K K R ホテル大阪

猪股都市地域調整官

ただいまから第1回近畿圏大深度地下使用協議会を開催させていただきます。

私、司会進行を務めさせていただきます、国土交通省都市地域整備局企画課の猪股でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず開会に先立ちまして、国土交通省を代表しまして、政策統括官の船橋からご挨拶させていただきます。

船橋政策統括官

国土交通省政策統括官の船橋と申します。きょうはお忙しいなか、関係行政機関の方々あるいは自治体の代表の方々、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

ご承知のように、今年の5月に、いわゆる大深度法が成立いたしました、今年の4月から施行になっているわけでございます。改めて申し上げる必要もございませんけれども、首都圏、近畿圏、中部圏、こういった大都市地域におきまして、大深度地下をこれからどういうふうを活用していくか、小泉内閣でも、都市再生本部というものができて、都市の再生にどういう知恵をしぼっていったらいいかということ、いま一生懸命考えているところでございますけれども、大深度の地下利用というものも、そういうものの中でいろいろな形が考えられるのではないだろうかと思っております。

私自身も、一、二か所現地を見てまいりましたけれども、技術的な問題をどうクリアしていくか、あるいはコストの問題をどう縮小していくのか、いろいろな問題がございますけれども、人口の集中した地域におきましての活用というものをいかに円滑に進めていくかというのは、これからの大きな課題であろうかと思っております。

そういうことにつきましても、まず関係の行政機関の方々あるいは自治体の皆さま方におかれまして、大深度地下の利用についてのご関心、ご理解を一層深めていただいて、また、具体的な方向づけ等につきまして、いろいろな意見交換を、これから国土交通省としても進めてまいりたいと考えております。

今回はそのための協議会の第1回ということで、私どもスタッフも出席させていただきますけれども、今回を契機に、一層大深度地下の利用が活用されることを期待をしているわけでございます。

簡単ですけれども、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

猪股都市地域調整官

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席者でございますが、お手元の出席者名簿と配席図によりましてご紹介にかえさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

まことに恐縮ですが、取材の方におかれましては、ここで退室をお願いいたします。

議題に入らせていただきたいと思います。本協議会の運営要領の承認に入りたいと思います。本件につきまして、国土交通省から説明させていただきます。

鈴木大深度地下利用企画官

運営要領の説明の前に、資料1において、大深度地下使用協議会の役割についてご説明を申し上げます。

協議会は、公共の利益となる事業が円滑に遂行されること、そして大深度地下が適正で合理的に利用されることを目的に、必要な協議を行うものであります。

協議会には、関係する行政機関や府県からの参画をいただきながら、事業の共同化、事業区域の調整などを進めるものであります。

協議会は、通常は定期的で開催しながら、だいたい年に1回ぐらいを予定しておりますけれども、大深度地下の利用に関する情報などの収集や交換をこの場でしてまいります。

なお、具体的な事業の案件が生じた場合や、事前の事業間の調整の申し出が事業者の方からあった場合には、その都度協議会を開催することにしております。

協議会の会議において協議が調った事項については、その結果を国の行政機関や関係都道府県は尊重しなければならないということになっております。

引き続き協議会の運営要領の説明に入ります。資料2をごらんください。

第1条では、協議会の設置目的などを定めてございます。

第3条においては、協議会の会議の委員を定めております。具体的な委員の構成については別紙に記載がございます。

第4条では、協議会の会議の議長について定めがございます。議長は、近

畿地方整備局長をもってあてるということにしております。

第6条では、幹事会について定めております。幹事会のメンバーにつきましては別紙2をごらんください。

幹事会の代表幹事は、近畿地方整備局建政部長をもってあてるということでございます。

第8条においては、協議会の庶務の定めがありまして、近畿地方整備局建政部計画管理課において処理する旨定めてございます。

以上で説明を終わります。

猪股都市地域調整官

本要領につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

猪股都市地域調整官

それでは本協議会運営要領を承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

これからの議事につきましては、運営要領に基づきまして、議長であります藤芳近畿地方整備局長に進行をお願いしたいと思います。

藤芳議長

近畿地方整備局長の藤芳でございます。運営要領に基づきまして、近畿地方整備局長が議長を仰せつかるということになっておりますので、大深度地下使用協議会の運営につきまして担当させていただきます。よろしく願いいたします。

お手元の議事次第に沿いまして、議事を続けていきたいと思っております。議事次第5の大深度地下使用法並びに6の大深度地下を使用している事業例につきまして、併せて説明をよろしく願いいたします。

鈴木大深度地下利用企画官

まず大深度地下使用法などにつきまして、その概要について、お手元のパンフレットをごらんいただきながら説明をしたいと思います。

まずパンフレットの背表紙でありますけれども、見開きにしていただくと1枚になっておりまして、浅深度や大深度を含めた地下空間が非常に高度に利用されている様子と、それによって地上部分では、緑地空間であるとか親水空間が充実されて、全体として非常に質の高い都市空間が実現されているということが、イメージ図としてあらわされてるのがこのパンフレットの背

表紙の部分であります。

表紙をめくっていただきまして、2ページ目には大深度地下利用の最近の状況について示されてございます。すでに都市部においては、浅い地下につきましては利用が大変混雑をしてきているというのはご存じのとおりでございますが、大都市部においてはすでに地下40mを超える深さにおいても、上下水道トンネルであるとか、地下鉄であるとか、地中の送電線など、いろいろな利用が進んでいる状況がございます。

3ページに移りますが、補償に伴う問題もありまして、地下利用のうち、特に線的な地下の利用は主として既存の国道などの下で進められております。たとえば都内の国道下では、道路1km当たり約33kmもの様々な管路が埋設されているという状況であります。新たに設置されるものは、すでにある管路を避けていく必要があるため、年々深いところに建設されなければならないという状況になっているのが現状であります。

4ページに移りますが、ここでは大深度地下使用法における大深度地下の定義が示されているものであります。一つは、通常の地下利用が行われない深さである地下40mよりも深い地下、そしてもう一つは、建築物の基礎の設置のための利用が通常は行われない深さである、支持基盤の上面から10mよりも深い地下、このどちらか深いほうの地下を大深度地下というふうに決めてございます。

また、お手元に大深度地下マップが配付されていると存じますけれども、大阪地区においては、支持層として上部洪積層に属する天満層とMa12層といわれている層がございます。ちなみにこの会場付近では概ね地表面から40m以深が大深度に相当するものと思われま。

ここで、パンフレットには特段記載がないんでありますけれども、この法律の対象となる事業は何かについてご説明申し上げたいと思います。事業としては、すでに三大都市圏で相当深い地下で実施されている事業ということを対象としておりまして、法律の第4条には、鉄道、道路、河川、電気、ガス、上下水道が、この法律の対象として記載されているところであります。

なお、事業主体でありますけれども、国や地方公共団体に限定されるというものではございませんで、4条で対象となっている事業を行う事業者であれば、民間の事業者であっても使用の認可が受けられるということになってございます。

パンフレットに戻りますが、5ページをごらんください。大深度地下は、

通常は利用されない空間であるということで、公共の利益となる事業のために大深度地下の使用権を設定しても補償すべき損失が発生しないという考えに立つものであります。このため、法律では事前に補償を行うことなく、大深度地下において使用権を設定することができるということになっているものであります。

なお、例外的に補償の必要性がある場合は、使用権が設定された後に、補償が必要と考えられる土地所有者などからの請求をもって補償を行うというものであります。

次に大深度地下の使用認可の手続についてご説明をしたいと思います。まず事前調整です。大深度地下を利用しようとする事業者は、使用認可を受けようとする場合、正式な申請をするに先立って事業の概要書を作成しまして、事業を所管する大臣あるいは都道府県知事にこれを送付します。そして事業概要書を作成した旨などを公告・縦覧することになります。

事業概要書の内容は、公告・縦覧を通じて、または事業を所管する大臣などから、事業概要書の写しを送付された協議会の構成員の方々を通じて広く周知されることとなります。縦覧期間内に事業の共同化、事業区域の調整などの申し出があった場合は、事業者は事業の共同化や区域の調整に努めることが求められます。なお、その調整につきましては、この協議会の場が活用されるということでもあります。

次に使用認可の申請の段階に入ります。事業者は使用認可を受けようとするときは、使用認可申請書とその他の必要な書類を添付して、事業所管大臣経由で国土交通大臣あるいは都道府県知事に提出しなければなりません。

申請を受けた国土交通大臣または都道府県知事は、事業区域が所在する市町村の長に申請書等の写しを送付することになります。申請書等の写しを受け取った首長は、事業者の名称などを公告し、使用認可申請書などを縦覧することになります。ここで使用認可に利害関係を有する方々が縦覧期間内に意見書を提出することができるようになります。

なお、この利害関係者とは、この場合、事業区域にかかる土地の所有者に限定されるものではなく、社会的あるいは経済的利害などを有する者が含まれるということになっております。

国土交通大臣または都道府県知事は、必要があると認めるときは、公共・公益施設の管理者または当該事業の施行について、関係のある行政機関に意見を求めるということが決められております。また、さらに必要があると認

める場合には、事業者に対して事業区域の住民などに対する説明会の開催を求めるほか、公聴会を開催し、学識経験者の意見を求めることができるとされており。

このような様々な手続を経たうえで、申請内容を審査し、法の第16条に定める使用認可の要件を満たしているときに、使用の認可が下ろされるということになります。

次に大深度法のメリットについて整理をしておきます。一つは、電気やガスなどのライフラインや地下鉄など、公共の利益となる事業が円滑に行えるということがあります。また、これまで国道などに沿ってルート設定してきた制約がなくなることから、最短距離で結ぶことが出来、合理的なルート設定が可能になりまして、これによって事業期間が短縮されたり、コストの縮減にも寄与するということになります。

また、大深度地下使用の基本方針やこの協議会などを通じまして、大深度地下空間の利用につきまして事業者間の調整が行われることで、無秩序な大深度地下空間の開発や利用を防ぐということもできます。

そのほか、大深度地下は、地表に比べて地震に対し安全性が高いほか、施設が地下化することにより、結果的に景観の保護にも役立つということがメリットとして挙げられると思います。

パンフレットの7ページ、8ページには、4月に閣議決定されました『大深度地下の公共的使用に関する基本方針』の概要が掲載されているところであります。順に説明しますと、では、大深度地下を使用する公共性のある事業とは何であるか、その事業を円滑に遂行するために講ずるべき事項の定めがあります。

ここで公共の利益となる事業とは、大深度地下を使用することによって地権者などとの権利調整期間が短縮されるもの、あるいは道路や環境整備において合理的なルート選択を可能にするもの、そして社会資本の効率的・効果的な整備に資するものであるということがうたわれております。また、地上の施設を地下にもっていくことで、地上に緑やせせらぎを取り戻し、都市空間の質の向上に寄与する事業であるという必要があるというものであります。

事業の円滑な推進の方策として、先ほども説明したところでありますけれども、事業の構想段階から事業者は情報の公開を行う。そして具体化した段階では、対象地区の住民に対する周知・説明に努めることがうたわれております。

では、大深度地下のあり方を定めてあります。大深度地下空間の利用調整では、施設ごとに利用の深度を定めて、空間を整序すること。そして有人施設につきましては、可能な限り地下の上部に配置することなどが定められております。

では、大深度地下の使用に際しまして事業者が配慮すべき事項が定められております。具体的には、火災や爆発、地震、浸水などに対する安全性の確保、地下水、地盤など環境の保全、バリアフリー化の推進、アメニティの向上などが挙げられております。

では、今後の国の取り組みが示されておきまして、民間の大深度地下に関する技術開発の促進を図るために、技術開発ビジョンを取りまとめることや、地盤や地下に設置された施設に関する情報システムを整備することが定められております。

9 ページ以降では、対象地域の地図や市町村名の一覧がございます。

12ページは、大深度地下の特性として、建設コストや地震に対する安全性についての記載がございます。

コスト面におきましては、大深度では、地上で工事が行われる場合や浅い地下で行われる場合につきまして、立坑の掘削であるとかトンネル構築のコストについては増大するのでありますけれども、先ほど説明しましたように、その一方でルート短縮などの点でコストダウンが図られるというものです。そして地震につきましても、地表と比べて約数分の1になるということで、安全性が高いということがうたわれております。

パンフレットにつきましては説明をここでおきまして、次に資料3をごらんいただきながら、大深度地下に相当する地下でどんな事業が行われているかにつきまして、事例を説明したいと思います。

資料3は国内の事例でありますけれども、まず1は、大阪で行われております50万ボルトの超高圧地中送電線の例がございます。事業区間は大淀中～梅田の約1.5kmでありまして、最深のレベルで土被り66mとなっております。この部分の上部にはN T Tの洞道が敷設されておりますほか、地下鉄とか地下道の計画がございます。

ページをめくっていただきまして、2ですけれども、液化天然ガスの地下タンクと地下トンネルの事例が掲載してございます。横浜市鶴見区の扇島ですが、世界初の地下埋設式液化天然ガスタンクが、基盤面のレベルで地下約70mの位置に設置されております。そしてそことタンカー用の栈橋とが、最

深部の地下レベルで60mのトンネルで結ばれております。

3では鉄道の事例が掲載されておりました、都営の12号線、いわゆる大江戸線ですけれども、これも大深度に相当する地下を利用した事業といえます。飯田橋駅と春日駅の間で、路盤面の最深部では地下約49mになっております。

ページをめくって、4では上水道の事例があります。上水道につきましても、導水管であるとか配水管など、大規模な管路につきましても地中深く設置されるようになってきておりました、写真には神戸市東灘区にある土被り43mで建設中の大容量の送水管が掲載されております。

5では下水道の事例がありまして、下水道は処理場までの送水のために管に勾配をつける必要があります、結果的に地下に深く設置される事例が多くなっております。横浜市の南部方面の送泥管では、土被りで100mの位置に建設中となっております。このページの図は、大阪市の「淀の大放水路」の例でありますけれども、淀川区の宮原から西淀川の西島の間、地下49mの深さで建設中でありまして、この放水路の上部にはJR東西線などが敷設されているところであります。

4ページに移りますが、6では地下河川の例が掲載されております。建設中のものとして、大阪府の寝屋川北部の地下河川がありまして、深さ約40mで、都市計画道路の下に地下河川が計画されているところであります。

次に電気通信回線を収容するトンネルでは、すでに埋設・設置されている工作物を避けるために、都心部の地下深く建設されている事例がありまして、守口市において、NTT西日本の大阪幹線洞道は約48mのレベルで建設されています。

最後の8番、道路ですけれども、現在のところ、大深度地下に相当する空間を利用している事例はあまりないんでありますが、建設中の首都高速の都心の環状新宿線では、路盤面の最深部で地下40mに相当するところもあるところであります。

以上が国内の事例でありまして、次に資料4に移りますが、ここでは海外の事例を紹介してるところであります。最初のページは、アメリカ・ボストンですが、高速幹線道路の地下化のプロジェクトです。通称BIG DIGと言われていたもので、このプロジェクトにつきましても、扇国土交通大臣も、折にふれて大深度地下空間のよい事例として紹介をしているところであります。ボストンの都心部にあります高架式の高速道路を地下化するというものでありまして、これによりまして、写真の左側から右側のような形にな

るということで、地域の景観が改善されるとともに、高架によって分断されていた2つの地域が一体化されるということでもあります。完成は2004年でございます。

2は、フランス・パリの郊外にありますラ・デファンスの事例であります。この地域は、パリ市内の過密緩和のために、新しいビジネスゾーンを建設することを目的としたプロジェクトでございまして、高速道路とか、高速鉄道とか駐車場を地下に埋設しまして、地上部は歩行者専用の空間として整備されているところであります。

そのほか、フィンランドの下水処理場であるとか、ロンドンの地下鉄の事業であるとか、水道管の事業であるとか、最後にはロシアの地下鉄が紹介されているところであります。

以上が海外において大深度に相当する部分で実施されてる事業の紹介であります。

次に事業の共同化の事例について紹介いたします。本日の大深度地下使用協議会の重要な役割の一つとして、大深度地下を利用した事業の共同化であるとか、事業区域の調整のための必要な協議を行うというものがありますが、資料5では、地下空間を活用した様々な事業を共同化して実施している事例をまとめているところであります。

は、鉄道事業と河川の導水管の整備事業の共同化の事例であります。埼玉高速鉄道と国土交通省の関東地方整備局の綾瀬川・芝川などの導水管事業では、鉄道路線の一部約12kmが共同化されておまして、路盤の下に河川の導水管が設置されているところであります。

では、電気事業と通信事業の共同化の事例が紹介されておまして、東京都内の大田区の1.9kmの区間で、東京電力とNTTが、洞道の築造を共同で実施している例が紹介されております。

ページをめくっていただきまして、では、通信事業とガス事業の共同化の事例が紹介されておまして、NTTの通信ケーブルと東京ガスの導管が、横浜市内のシールドトンネルの2.9kmにおいて共同設置されている事業が紹介されています。

としまして、電気事業と水道事業の共同化の事例が紹介されております。大阪市内で関西電力のシールドトンネルと市の水道局のシールドトンネルが、淀川の下をくぐる部分で共同化されている事業が紹介されています。

ページをめくっていただきまして、最後に鉄道事業と道路の整備事業の共

同化の事例が紹介されておりまして、東京都内でありまして、都営12号線の一部の駅で首都高速道路公団の中央環状線と一体的に整備されているところでありまして、一番下に鉄道が走りまして、その上に道路が走っているということで、駅の部分につきましては道路と鉄道が共同で整備されているという事例が紹介されているところでありまして。

以上で説明を終わります。

藤芳議長

いまご説明ありました件と、その他もございまして、意見交換を併せまして、ご自由にご発言いただきたいと思っております。

近畿運輸局

大変参考になる資料とご説明をいただき、非常にわかりやすいお話で、ありがたく拝聴いたしました。2点の質問をさせていただきたいと思っております。

1点は、大深度といっても、すでに山岳地帯や丘陵地帯では、地表面からかなり深い道路トンネル、鉄道トンネル等がたくさん建設されておりまして、特に近畿地方は今回区域に指定された地域においても、地表面からいけば大深度のトンネルがございまして。今後も整備が予定されるんですが、我々の大深度というイメージではないんだけれども、通常のトンネル、山岳トンネル等はこの法律及びこの協議会の審議の対象になるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

2点目は、この法律の内容で、法に基づいて使用期間を定めて使用された後は、その施設の使用期間終了後は原状回復等への適切な対応を行うような方策が定められるということになっておるのですが、大深度地下の場合、特に原状復帰ということがこの協議会で義務づけられるのか。トンネルを掘ったままで、あとは朽ち果てるまま大深度にトンネルが残るのか、そのへんの考え方についてご説明いただければと思っております。

事務局

1点目のご質問でございまして、地表から40mということが大深度地下に該当するということございまして、山岳トンネル、確かに事例がございまして。対象地域の中でも丘陵地がございまして、近畿圏でいいまして奈良とかにも、そういったところございまして。そういったところも大深度地下に該当するということになります。

ただ、この法律につきまして申し上げますと、この法律の手続を踏まないで大深度地下を使用できないということではなく、他の方法、例えば、任意

の権利取得、また、土地収用法による使用権取得、そういったもので大深度地下を使用できますので、大深度地下使用法の手続を必ず踏まないといけな  
いということではありません。用地取得等が困難であった場合に、この法律  
を使って事業をスムーズに進めることができるという、一つのツールを増や  
した、そういうことでございます。

2点目の原状復帰の話でございますけれども、法律では、原状回復の義務  
づけが書かれておりまして、埋め戻しが原則になるわけでございますが、大  
規模な事業でありますと、実際に全部埋めるというわけにもいかないとい  
うことで、埋め戻しができない場合につきましては、トンネルが崩壊しないよ  
うにの安全対策をちゃんと講じているかどうか、そういった代替措置を含め  
て適切な措置を講じてくれということが書いてございます。

法律を具体的に申し上げますと、資料で条文をつけさせていただいており  
ますけれども、24ページの左上の第38条にそのようなことを記載してあり  
ます。

#### 消防庁

1点だけ申し上げさせていただきたいと思えます。法律にございますよう  
に、協議会では必要があるときは関係市町村に必要な協力を求めることが  
できるということになってございます。私どもは安全を預かる立場ということ  
で言いますと、たとえば大深度地下で火災とか事故等が発生した場合、当然  
のことながら地元の消防機関との連携を取って対策を講ずるということにな  
るかと思えます。

そうしたときに、地元の消防機関といいましても、市町村ごとに一つとい  
うことではなく、こういった地域においてもかなり広域化しておりますので、  
安全の確保に関して、具体的な事業計画等が出てきた際におきましては、関  
係する消防機関にも十分協力してもらおうということで、当協議会なり幹事会  
にも参加して、意見陳述なり必要な協力を行うということで進めさせてい  
たきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 奈良県

大深度の地下利用と都市計画の手続との関係でお伺いしたいんですが、た  
とえばトンネル等をつくるような場合に、所定の都市計画の手続とどうい  
うふうに関連づけて行うのか、さらにこの大深度地下使用協議会との関係、た  
とえば都市計画審議会というのが都市計画では別途設けられて、そこでい  
んなら手順、あるいは住民の意見、告示等がそれぞれ手順の中で行われますけ

れども、それらとの関係がどうなってるのかお聞きしたいんです。

事務局

都市計画との話でございます。大深度地下を使う事業全部が都市計画の手続を義務づけられてるわけではございませんが、都市計画の手続を行う事例、相当あるやに思います。都市計画の手続との関係でございますけれども、パンフレットの5ページをごらんになっていただきながらご説明したいと思います。大深度法の手続は、2段階といいますか、事前の事業間調整ということで、事業の概要が固まった段階で共同化等の調整のために一つ手続がある。その後に使用認可の申請を行うということでございます。

都市計画決定との関係でございますけれども、都市計画決定までに様々な手続があるということで、その続と事前の事業間調整の手続が基本的に並行して動くということでございます。大深度地下に該当するような事案が出てきた場合については、都市計画部局と私どものところで、連携を取りながら手続を進めていこうということでございます。そして、都市計画の決定がなされたあと、使用認可申請に移るという流れでございます。

使用認可の申請につきましては、地下空間の権利取得の手続の関係でございますので、それはまず都市計画の決定をしてから、実際の事業の実施段階に入ってくるところで使用認可の申請が行われる、そのような手続になると思います。

藤芳議長

わかりやすく言いますと、都市計画の手続があって、事業が行われる際に、大深度法のやつを並行してやると事業取得がうまくいく。だから都市計画の流れはそのまま？

事務局

都市計画の手続は基本的には変わらずに、それに大深度法を使って権利取得をスムーズにする、そういう流れになるかと思えます。

奈良県

使用協議会との後先というのはどういうふうになるんですか。

事務局

協議会につきましては、早い段階で、大深度地下を使うということがわかっていれば、事業概要書が出る前から情報交換をしていこうということでございます。そこはなかなか実際に大深度法を使うかどうかということ決ま

ってこない場合もございますので、少なくともやってもらうのは、事前の事業間調整、これは、事業概要が固まった時点でございますので、事業のルート、深さとか、それがほぼ確定した段階で、協議会を開催させていただくような形になると思います。

藤芳議長

都市計画の手續と協議会も一緒にやっちゃうんですね、並行して。

事務局

基本的には並行してやるような形になると考えております。

藤芳議長

大阪府さん、寝屋川の大深度やられましたけれども、だいぶご苦労されたと思いますけれども、この大深度法があったらもううまくいったんじゃないかというところがございましたら。

大阪府

いま聞いておりますと、その可能性もあるなというのはありますけれども、いまのに関連しまして、この協議会を並行してするということですが、逆に都市計画決定をしまして、事業が進んでいく。そのときにさほど問題なければこういうのはいらんんじゃないか、深くいきましても。それとも必ずそれをやっていかなければならないのか、そのへんはどちらなんでしょうか。

都市計画事業ですとしますね、地下水路以外でも。都市計画決定して、それが深いところにいくとなつて、事業を進めますね。事業間調整がある場合は、（協議会に）かければ非常にスムーズにいくというのか、それとも義務的に、計画決定事業するときにはこれにかけていかなきゃならないのか、そのへんはどうなるんでしょうか。

事務局

これにつきましては、大深度地下を使う場合、たとえば公共用地の下を使う場合とか、それは占用許可でやるような場合がございますけれども、そういったこれまでと同じようなやり方をする場合には、特にこの協議会で手續を踏んでもらうことは必要はない。ただ、民地の下とかで、なるべく補償等の手續をなくしてやっていこうということで、この使用認可を受けようといった事業について、基本的にはこの手續を踏んでもらうということでございます。

地下を使う、深さの物理的な意味での事業の情報交換というのは、事前の

段階からなるべく出していただければと思うんですけども、これは義務づけという形ではないということになります。

大阪府

私がイメージでもってましたのは、たとえば完全なるビルの下を直線で抜いていくといったケースでありましたら、非常にやりやすいところであるけれども、そのときには必ず調整がいるからいいんですけども、それ以外の、いま言われた占用でいけるところは、必ずしも必須条件ではないということですね。端的に言いますと、これはあくまで事業調整、事業推進のための協議会という位置づけになるのか、法的に必ず踏んでいかなきゃならない協議会になるのかというのが、先ほど聞いていると、私は事業調整かなと思ったんですけども、そのへんがどっちなのかなという（疑問点がある）。

もう一回言いますと、先ほどの前田部長の話の中で、都市計画決定は決定で事業は別だ。今度事業していくときに、調整なりしていく必要があるときについては、手続と別にこういう協議会にかければスムーズに行く。事業推進上問題なければ、別にかけなくてもいいというふうになってきますと、あくまでも事業調整の場になるのかなという感じもするんですけども、そういう解釈でいいかどうか。

清水企画課長

基本的におっしゃったとおりでけっこうだと思います。ですからこの協議会の、ふだん何もプロジェクトがないときは、お互いに情報交換をしようといったことが非常に大きな役割だと思いますし、実際に事業が出てきて、それが複数の事業者、たとえば道路、鉄道、そこで似たようなところを歩いていくということになりますと、事業間調整が必要になってまいります。そういう場合はこの場を使っただけというのが一番スムーズに行くと思います。ですからある一つのものだけだといった場合は、この協議会を必ず通さなければいけないということではありません、というふうにご理解ください。

藤芳議長

大阪府さんがおっしゃったのは、事業があって、こっちの事業と調整する必要があるかないかは別にしまして、なるべく大深度地下についての利用については、調整も含めて、深度は別にしまして、なるべく前広に調整していくのがこの法律なのか、「便利だったら使えばいいよ、それでなかったらいいよ」といってる、調整のほうにやっていくのか、それとも大深度利用

するから事業進捗のための法律なのか、調整のほうに、どっちに主眼があるんですかというご質問だと思っんです。

清水企画課長

調整です。ただ、それ以外でも、仮に単発でもこういう場に出していただいたら、もっとスムーズに運ぶと思っんです。

大阪府

大深度を積極的に使っているんなことをしていこうということだと、できるだけ情報を出し合って、調整してやっていくというのは、そうでなくて、個々の事業者がそういうのをやったときに非常に調節早くなりますよと思っんだったら、都度でいいですから、ちょっと微妙に違うんです。

清水企画課長

ただ、法律上の必ず（協議会を）通すか、通さないかという議論と別に、こういう場を通じたらもっとスムーズにいくと思っんです。

藤芳議長

関西というところは、皆さん事業主体が個々独立、ばらばらのよさをもっているのが関西ですから、なるべくこういうところを通じて一緒にやっていくという、少なくとも行政ぐらいはそのトーンというのが必要でしょうから、各団体さんのほうでいろんな計画があると思っんです。それなんかを出しながらやったらどうかなと思っんです。

国土交通省、整備局のほうでも、地下河川、トンネルといいますが、住宅地を通れないために地下を通す道路トンネル、山岳トンネルじゃなくて都心部を通るトンネル、（東京）外環と同じような話ですけども、そういったものとか、いろいろ今大深度にいくまでにどうしてもそこを通らないと、浅いところを通るところも含めてやらないといけないということで、いろいろ問題点をこれから検討していかなきゃいけませんけれども、運輸局さん、今度阪神の延伸とかもありますね、あれは地下を相当使っていくのではないですか。

近畿運輸局

現在私ども運輸局で所管してる事業の中で、大深度使用ということになりますと、現段階で、法律の対象である40m以下の深度の、たとえば鉄道というのはまだないんですが、一番深いのが、土被りで38mという数字になっているのが、JRの東西線が淀川をもぐるところで38mぐらいになっております。

いま藤芳局長から言われた、今後のことについて言いますと、いま建設中

の大阪市交通局さんの8号線が、井高野～今里の間で工事中ですが、嶋野というところで概ね33mぐらいです。ですからこれもこの法律の大深度ということではございませんし、いま延伸が予定されております、今年度から取りかかった2つの鉄道事業、これは大阪市内ですが、京阪の中之島新線というのと阪神の西大阪線、難波乗り入れ路線、この2つが小淵内閣の都市鉄道事業として今年大阪では取り組まれるのですが、これはいずれも一番深いところで20mちょっと超える土被りで、ですからこの法律の対象ということにはなりません、今後長期的には、道路もそうだと思いますが、鉄道のほうも、さらに高速鉄道を大都市に入れていくということになりますと、大深度利用ということが一番具体的な事業のフィージビリティ（実現可能性）から考えて適当だろうということで、おそらく今後は大深度利用のプロジェクトも出てくるのかなと考えております。

藤芳議長

先ほど本省のほうから事業共同化の話も出ましたけれども、これは大深度にならなくても、先ほど鉄道と道路という話もございましたけれども、いま関西でも阪神高速と淀川、大和川のスーパー堤防、これは河川事業と都市高速事業を一緒にやろうというので、これもいってみれば地下なんですね、埋めちゃった中に入るものですから。そういった地下利用の共同事業も、この大深度法の協議会とはちょっと離れるかもしれませんが、地下利用という意味では、先ほどのジオフロントのJR東西線も、上はジオフロントで駐車場をつくってるんですね、あれなんかも各事業主体が協力してやるからできるんで、そういった意味では地下利用という観点からも各機関が知恵を出し合って、相互に情報交換していく、同じ関西の地下を使うわけですから。そういったこともこの協議会の中に含めていけばおもしろいかなと思ってるんです。

というのは、先ほどの地図を見ると、大阪市の上町台地を除くと、水色の部分は相当深いところが大深度ということで、実際こういうところで（地下を）使うと大深度というのはほとんど出てこないということも想定できるでしょうから。

こんな大深度を使えそうな話があるとかいう話、ほかの機関でございせんか。

厚生労働省

水道事業ということで、上水道のほうでの使用事例ということでは、先ほ

どご紹介のありました、近畿では神戸の大容量送水管、加えて淀川を横架してございます関西電力との共同のシールド工事が、いま現在2つ動いています。神戸のほうはまさに大深度法の適用案件ということではありますが、淀川を横架するのはせいぜい深さが40mぐらいだったと思うんですが、そういう程度でございますので、いわゆる大深度地下マップでいうと少し外れてしまうのかなということで、将来の見通しということでは、上水道の普及率がかなり高いということもあって、これからは送水系統の広域的な見直しですとか、そういうところで大規模な送配水トンネルの工事が出てくる可能性があります。具体的にいま近畿の中でここが動きそうだという話は、我々のところにまだ情報が入っていないんですが、ただ、事業の広域化ですとか、そういうものが進められていくという方向があるなかで、そういう可能性が今後出てくると思いますので、その際は情報を交換させていただければと思っております。

藤芳議長

事業主体としては、この他に政令指定都市が入るんですか。このメンバーに入っていましたか。

大阪府

入ってないです。いまおっしゃいました話題、意見として言わせていただきたいなと思いますのは、政令都市は地下鉄等をやっておりますし、情報が我々になかなか大阪市さんから入りませんので、政令都市はメンバーに、どういう形になるかあれなんですけれども、入れてもらったほうが、情報交換という意味では特にいいかなと思います。たぶん兵庫県さんも、京都府さんも、同じだと思います。

猪股都市地域調整官

先ほど消防庁さんのご意見もございましたけれども、この協議会自身は情報交換とか、そういうものが主眼でございますので、できるだけ関係者に入っていていただくという、我々としてはそういう意向も持っておりますので、たとえば具体的な案件が出てきたときとか、年に1回これからこの協議会やっていこうと思いますので、そういう要望があれば、沿った形でこの協議会を運営していきたいと思っております。

藤芳議長

関東だとイメージが違うんですけれども、関西ですと、大阪市、神戸市、京都市もですけれども、ほとんど都市部の仕事はかなり大きいんです。だか

らちょっと関東と違うんです。もちろん政令指定都市の問題はそもそも論にあるんですけども、あるんだけども、現状はそういうことになってますので、政令指定都市を外すと事業連絡会にならないかなというところがちょっとありますので、ここは相談させてください。

船橋政策統括官

この法律を見たんだけども、第7条に書かれてあるのは、「国の関係行政機関及び関係都道府県によりこれを組織する」と書いてあって、3項で「必要があると認めるときは、関係市町村及び事業者に対し、資料の提供、意見の開陳、説明、その他の必要な協力を求めることができる」というふうになってるから、形式的にはこの協議会自体は政令指定市は入れないという形になるのですか。

猪股都市地域調整官

法律の形式的にはそういうことでございます。

船橋政策統括官

何か工夫を、まずはオブザーバーでするとか、法律にないことは難しいのかもしれないけれども、まずはオブザーバーでご参加いただくとか、工夫をされるといいかもしれませんね。

猪股都市地域調整官

先ほど地方整備局長からも、たとえば近畿圏の事情といいますか、地域ごとの特性もあるということもお話ございましたものですから、協議会の趣旨としては、なるべく情報交換して、適正な地下深度の利用の調整を図ろうということでございますから、その趣旨に沿った形で、先ほど言いましたように、必要があるときには呼んで聞けるとか、そういうところを活用しながら、なるべく関係の方に入っていていただいて進めていきたいなと思っております。

大阪府

協議会自身は法律ですからいいんですけども、何か案件が出てきたときは非常に呼びやすいんですけども、年1回される情報交換というより、幹事会か何かのときには必ず入ってもらうという形にしてもらったほうが、情報がそちらから取れるんじゃないかと思うんです。特に案件があるときは当然出てもらいますけれども、今のままですとそうじゃなくて、情報交換が先にきますから、協議会はそれであっても、幹事会かどっかには必ず入ってもらうというふうにしてもらったほうが、我々もありがたいなと思うんです。

## 後藤審議官

基本方針の中に、必要に応じて事業者、関係市町村等に対する協議会への出席、資料提供、説明等必要な協力を求める等となっていて、基本方針の中でも、市町村とか事業者も含めて、そういうことができるんじゃないかと思います。

## 船橋政策統括官

いま大阪府からお話があったので思ったんですが、この協議会自体を年1回原則としてするという事はいいと思うんですけども、先ほどのような都市計画でこういうタイミングでやりたいとか、年1回といっても、そんなに待てないという事情もあると思うんです。そういったときの対応はどういうふうになるんですか。

## 猪股都市地域調整官

先ほど承認いただいた運営要領で、必要に応じて議長が招集できるということになってございますので、そのへんは機動的に開催していけばと思っております。

## 藤芳議長

ほかにございませんでしょうか。

後藤審議官が来られていますので、総括的にご意見を申し上げます。

## 後藤審議官

いろいろとご意見やいろんな参考になる点につきましてお話しいただきまして、ありがとうございました。

この法律は、先ほど大深度地下利用企画官のほうから説明があったように、効率的に社会資本の整備ということに対して有効なツールになるということのほかにも、基本方針の中にも、地上に緑やせせらぎを取り戻すとか、そういった意味で質の高い都市空間の再生というような趣旨のことも書いてあるわけでございます。各事業所管の方の積極的なご活用を期待するところでありまして、扇大臣もこの大深度地下利用というのは非常に関心が高く、積極的なご意見をおもちでございまして、私どもに言うのは、各自治体にもいろんな事例についてどんどん紹介をするようにということでございましたので、きょうお集まりの府県の方も積極的な紹介もぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

大深度地下の点につきましては、環境面ですとか安全面についても重要なことではございますが、知見についてこれからますます充実をしていかないと

いけないという点がございまして、この点についてもご協力をいただきたいと思っております。

また、協議会で定期的に年1回というのはあるわけですが、ぜひいろんなプロジェクトが起こるような形になって、先ほど委員の方から出ましたけれども、何回も開催できるようなことを期待しておりますし、ぜひそうなるってほしいなというのがございまして。いろいろとございましたら、地方整備局あるいは本省のほうにもぜひいろんな意見、情報等ご提供いただければと思いますので、よろしく願いいたします。きょうはいろんな意見どうもありがとうございました。

藤芳議長

ありがとうございました。大深度というものに限らずに、先ほど事例紹介がございましたけれども、これは公共的なもの以外に、民間の事業者が行う事業についても含めるというお話ございました。そういう意味で、大深度ということじゃなくても、20mとか、もっといくならば10mぐらいの話も含めて、いろんな長物で調整する可能性も各事業者間であり得ると思うんです。その意味で各所管しているところ、各府県さんでもってる長期的な計画も含めて、情報交換するというのもこの協議会の一つの大きなテーマだと思いますので、そこも含めて、大深度ということにとらわれず、地下利用というキーワードで、公共から民間まで含めて、情報交換していくというのもこの協議会には非常にいいことじゃなかろうかと思っております。幹事会もきちっと開かせていただいて、情報交換をやって、年1回もしくは随時も含めてやっていければと思っております。

最後の議題の8. その他ということで、事務局から何かあるそうでございまして、よろしく願いします。

事務局

最後に1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。本日の議事内容ですが、基本的に支障ないかと思っておりますので、公表をさせていただきたいと思っております。このあとすぐに私が記者対応して、口頭できょうあった議論についてはオープンにさせていただくという段取りでお願いしたいと思っております。

議事録等も取りまとめます。ここもご照会等させていただければと思っておりますけれども、原則事務局の責任で公表して、世の中に対してはオープンにしていこうと思っておりますので、ご支障なければご承認いただきたい

と思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局

それではそういう扱いでお願いしたいと思います。

藤芳局長

そのほか、何でもけっこうでございますので、ございましたら。

それではこれもちまして、第1回の近畿圏の大深度地下利用協議会を閉会させていただきます。次回までにもう少し関西の、近畿圏の地下利用の実態を各事業機関で調整して、ごらんに入れながら、次回の会議ではもう少し具体的な話をさせていただきたいと思っております。本日はお忙しいところありがとうございました。

閉 会 午後4時14分